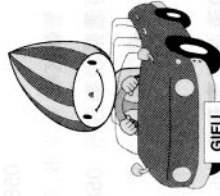


自動車税は、 納期限までに必ず納めましょう

平成26年度の自動車税の納期限は6月2日（月）です。
納期限を過ぎると、法律により延滞金がかかります。
（納税通知書は5月7日発送を予定しています。）



岐阜県

自動車税等の岐阜県の税金は、教育・福祉など
県民のみさんのために役立てられています。

自動車税 Q & A

- Q1 手放した自動車の納税通知書が届いた。**
A1 自動車税は、毎年4月1日午前0時現在の車検証の所有者（所有権留保付自動車の場合は使用者）に対して、1年分が課税されます。お尋ねの場合は、3月末までに移転登録（名義変更）や抹消登録（廃車）の手続きがなされていない可能性があります。自動車販売業者などに手続きを依頼されたときは、手続きの完了を確認してください。
- Q2 年度の途中で廃車した自動車の税金はどうなるの。**
A2 年度途中で自動車を廃車した場合は、その自動車が抹消登録された月の翌月分から月割計算で減額となります。すでに自動車税を納めており、他に未納の徴収金がない場合は還付されます。なお、4月中に抹消登録（廃車）された方には、5月中に1ヶ月分の納付書（減額通知書）を送付しますので、その通知書により納期限までに納付してください。
- Q3 軽自動車税について、教えてください。**
A3 軽自動車、自動二輪車、小型特殊自動車、原動機付自転車の所有者に対しては、市町村税である軽自動車税が課税されます。詳しくは市町村の税務担当課へお問い合わせください。

納税の方法はこんないろいろ

銀行などの金融機関

- ・岐阜県内の普通銀行、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会、農業協同組合
- ・岐阜県外の十六銀行、大垣共立銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、北陸銀行中村支店
- ・岐阜県、愛知県、三重県、静岡県内のゆうちょ銀行及び郵便局

全国のコンビニエンスストア

（下記に掲げるものに限ります。）

- ・ココストア、サークルK、サンクス、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ローソン（50音順）

パソコン、スマートフォン、携帯電話を利用したクレジットカードによる納付

岐阜県では自動車税について、納期限内に限り、インターネットを使ってクレジットカードによる納税ができます。

手数料：自動車税のほかに1台につき324円の決済手数料が必要です。
 納付方法：Yahoo!公金支払いのページからとなります。
 詳しくは納税通知書に同封されている説明書をご覧ください。

パソコンから

URL を直接入力 <http://koukin.yahoo.co.jp/>

公金支払い！

Yahoo!JAPAN で検索

検索

取扱期間中は岐阜県ホームページのトップページ「自動車税の納税」ボタンからもアクセスできます。

スマートフォン、携帯電話から

URL を直接入力 <http://koukin.mobile.yahoo.co.jp/>

QRコードから カメラ付き携帯電話でQRコードを取り込む



自動車税納税証明書について

自動車の車検（継続検査又は構造等変更検査）を受けるときは、自動車税納税証明書が必要です。自動車税納税通知書には、車検用納税証明書が付いています（※）ので、領収印を受けただと、車検の時まで大切に保管してください。紛失等された場合は、岐阜県自動車税事務所または最寄りの県税事務所の窓口において無料で発行しますので交付申請してください。

※ 「納税証明書無効」の印字がある場合は納税証明書として使用できません。

住所変更した時、名義変更した時、

自動車の変更登録、移転登録手続きはお済みですか？

転居などにより住所が変わったら、自動車の「変更登録」の手続きを、自動車の所有者の名義が変わったら「移転登録」等の手続きをお願いいたします。

※ 軽自動車は「自動車検査証の記載事項の変更手続き」となります。

自動車をお持ちで、県外から岐阜県に転入された方へ

他県ナンバーの自動車は岐阜県ナンバーに

住所・使用の本拠の位置が変わったら、運輸支局において、変更登録の手続きを行う必要があります。自動車をお持ちで、県外から岐阜県に転入された方は岐阜県ナンバーへ変更登録手続きをお願いいたします。

自動車の登録に関するお問い合わせ先

- 登録自動車（白や緑のナンバープレート）に関するお問い合わせ
岐阜運輸支局 050-5540-2053（テレフォンサービス）
飛騨自動車検査登録事務所 050-5540-2054（テレフォンサービス）
- 軽自動車（黄色や黒のナンバープレート）に関するお問い合わせ
軽自動車検査協会 岐阜事務所 058-394-0232

（すぐに自動車の変更登録ができない場合は）

自動車税納税通知書の送付先のみを新しい住所に変更することができます。自動車税納税通知書に同封された「自動車税住所変更届（軽自動車除く）」に必要事項を記入の上、岐阜県自動車税事務所へ封書で送付して下さい。ただし、この届出ができるのは、住民票の変更が完了している方のみです。詳しくは「自動車税住所変更届（軽自動車除く）」をご覧ください。（6月以降に納税通知書が届いた方には、「自動車税の住所変更届（軽自動車除く）」は同封されていません。）

平成26年度自動車税納税通知書に関するお問い合わせ先

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始除く）

岐阜ナンバーの自動車についてお問い合わせの方（県外にお住まいの飛騨ナンバーの方を含む）
岐阜県自動車税事務所 058-279-3781（代表）

自動車税の住所変更、納税については最寄りの県税事務所でもお問い合わせを受けています。

岐阜県税事務所 058-214-6791／058-214-6792／058-214-6793／058-214-6926／
058-214-6924

管轄区域 岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐阜市、笠松町、北方町、岐阜県外
西濃県税事務所 0584-73-1111（代表）

管轄区域 大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、掛妻川町、
大野町、池田町

中濃県税事務所 0575-33-4011（代表）

管轄区域 関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、
白川町、東白川村、御嵩町

東濃県税事務所 0572-23-1111（代表）

管轄区域 多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市

県内にお住まいの飛騨ナンバーの自動車についてお問い合わせの方
飛騨県税事務所自動車出張所 0577-36-1400

自動車税の住所変更、納税についてはこちらでもお問い合わせを受けています。

飛騨県税事務所 0577-33-1111（代表）
管轄区域 高山市、飛騨市、下呂市、白川村

岐阜県自動車税事務所では夜間や休日のお電話での受付時間を延長します。

岐阜県自動車税事務所 058-279-3781（代表）

【夜間】 5月12日（月）から16日（金）まで、19日（月）、20日（火）は午後7時まで延長します。

【休日】 5月25日（日）午前9時から午後5時まで。

※岐阜県自動車税事務所、最寄りの県税事務所でも納税できます。

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日・年末年始除く）